

流保年第309号
令和6年5月17日

流山市国民健康保険運営協議会
会長 堀内 龍文 様

流山市長 井崎 義治



令和7年度国民健康保険料の見直しについて（諮問）

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える基盤となる制度です。

しかし、被保険者の年齢構成の高さから、医療費水準が高い、所得に占める保険料負担が重いなどの構造的な問題を抱えています。

このような状況下において、一部の市町村では、財政収支の均衡を図るために決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入（以下「赤字繰入」という。）を行っています。

のことから、国民健康保険の広域化により国民健康保険財政の責任主体となった千葉県が策定した「千葉県国民健康保険運営方針」においては、赤字繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなり、保険料の二重負担にも繋がることなどから、その削減・解消を図るべきであるとしています。

本市の状況としては、以前から赤字繰入が継続的に発生しており、計画的な削減・解消を図るべく、令和元年度を始期とした流山市国民健康保険事業財政健全化計画を策定しました。

しかし、計画最終年度の令和5年度末においても、赤字繰入の解消が難しいことから、引き続き削減・解消を図るべく、令和6年度から令和11年度を計画期間とした流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画を策定しました。

当該計画において、今後も現行の保険料率を維持した場合、保険料収入は被保険者数の減少により更に減少し、赤字繰入の原因である事業費納付金は不透明な状況ではありますが、赤字繰入額は増加又は一定規模維持されることが見込まれています。

さらに、千葉県国民健康保険運営方針においては、千葉県が令和12年度に県内市町村単位での赤字繰入解消、令和12年度以降の保険料完全統一を目指している中、平成28年度を最後に改定を行っていない現行の本市保険料率と県が示す市町村標準保険料率に乖離が生じている状況です。

そのため、当該計画において「赤字繰入削減・解消のための適切な保険料率の設定」を方針として定めました。

以上のことから、今後、本市の保険料率と市町村標準保険料率の乖離を段階的に是正する必要があり、赤字繰入削減・解消を進めていくことが必要な状況であることから、国民健康保険の財政運営の安定化を図るため、令和7年度の国民健康保険料の見直しについて、下記のとおり、諮詢します。

記

答申として提出を求める事項

令和7年度国民健康保険料の見直しについて